

4. 市民相談窓口について

(1) 相続等に関する相談

市民生活相談課では、専門家による様々な相談会を実施しています。
相続等に関する相談もできますので、ご利用ください。

	相談内容	実施日時	予約方法
法律相談 (各日先着16人)	相続の進め方等、法律に関する相談	毎週月・水・金曜日 午後1時～午後5時	相談実施日1週間前(同じ曜日)、午前8時45分から電話またはいばライフで予約受付 ※予約開始日が閉庁日の場合は、電話予約のみ直前の開庁日から受付
日曜法律相談 (先着7人)		毎月最終日曜日 午前9時～ 午後0時30分	
司法書士相談 (各日先着5人)	登記や遺言等に関する相談	毎月第1・3・4 水曜日 午前9時30分～正午	相談実施日1週間前(同じ曜日)、午前8時45分から電話またはいばライフで予約受付 ※予約開始日が閉庁日の場合は、電話予約のみ直前の開庁日から受付
税務相談 (先着6人)	相続税等、税金に関する相談	毎月第2・4木曜日 (12月の第4木曜日及び2・3月除く) 午後1時～午後4時	
行政書士相談 (先着5人)	遺産分割協議書や遺言書等の作成に関する相談	毎月第1水曜日 午前9時30分～正午	

※相談時間は1人30分です。相談日が祝日及び年末年始の場合は、実施いたしません。

【相談場所】 茨木市役所 南館1階 市民生活相談課

【対象者】 茨木市民または本市に在勤・在学の方

【電話予約】 072-620-1603 (平日午前8時45分～午後5時15分)

【Web予約】 市公式総合アプリ「いばライフ」から(詳細は右図読み取り)



(2) ひとり親になった方のための相談

こども政策課では、ひとり親自立支援員が、ひとり親になった不安・住まい・仕事・子育てやお金のこと等、生活全般についての相談を受けています。

実施日時	平日午前9時～午後5時(予約優先) ※年末年始を除く
場 所	茨木市役所 南館3階 こども政策課 (072-620-1625)

※18歳到達後、最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童がいる場合、児童扶養手当やひとり親家庭医療助成を受けられる場合があります。
詳細はこども政策課へお問合せください。